

秋田県内で製造業を営む中小企業の皆様へ

新規性の高い意欲的な取組を行う 中小企業を支援します！

平成29年度第2回

～ 「がんばる中小企業応援事業（製造業）」への申請を募集します ～

「秋田県中小企業振興条例」が、平成26年4月1日に施行されました。

この条例の趣旨に沿って、当事業では、意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする企業を「がんばる中小企業」として採択し、その企業の取組を支援します。

多くの**製造業を営む中小企業**の皆様の積極的なチャレンジをお待ちしております。

製造業の取組を支援対象としています！

取組内容が製造業の取組であれば対象とします。

新規性の高い先進的な取組を支援します！

中小企業の新しい取組へのチャレンジを応援します。

ハード・ソフト両面から支援します！

機械器具等の導入や人材育成経費等が補助対象です。

地域経済活性化

雇用の維持・拡大

募集期間

平成29年9月1日（金）～9月29日（金）※17:00必着

【お問い合わせ先・申請先】

秋田県産業労働部地域産業振興課 地域産業活性化班

〒010-8572 秋田市山王3丁目-1-1（県庁第2庁舎3階）

【事業概要】

【対象者】

県内に事業拠点を有し、製造業を営む中小企業者が対象です。ただし、製造業への新分野進出する場合は、この限りでない。

※県内で1年以上の事業実績があることが必要です。

※農林漁業、金融保険業、医療業、風俗営業等、一部の業種は対象外です。

※これまで採択されたことのない企業を優先させていただく場合があります。

【がんばる中小企業の採択】

次のいずれかに該当する新規性の高い事業に取り組もうとする企業について、事業計画を審査のうえ、評価の高いものから「がんばる中小企業」に採択します。

- ①新商品開発、生産、販売
- ②新分野進出
- ③新たな生産方法の導入（付加価値額年率2%以上向上の事業計画）

【補助金】

がんばる中小企業の採択を受けた企業に対して、事業計画に基づく取組に要する経費を補助します。

（1）補助対象経費

採択企業が事業計画に基づき実施する取組に要する経費で、人材育成、専門家活用、機械器具等の導入、その他取組に必要な経費とします。

※生産設備の導入については、雇用の維持を要件とします。県内事業所への導入のみ対象。

（2）補助率等

区 分	補助率	補助上限額	事業費下限
① 中小企業（②に該当する者も挑戦可能）	1/3以内	製造業 1,000万円	100万円
② 小規模企業者又はベンチャー企業	1/2以内	同上	50万円

※ 「小規模企業者」とは、常時使用する従業員のうち正社員の数が20人以下の企業をいいます。

※ 「ベンチャー企業」とは、創業後5年以内で、革新的な新技術・新サービスの開発成果を事業化する企業をいいます。

（3）事業期間

交付決定日から12ヶ月

※2ヶ年度にわたる場合は、年度ごとに補助金の精算をすることになります。

【応募方法】

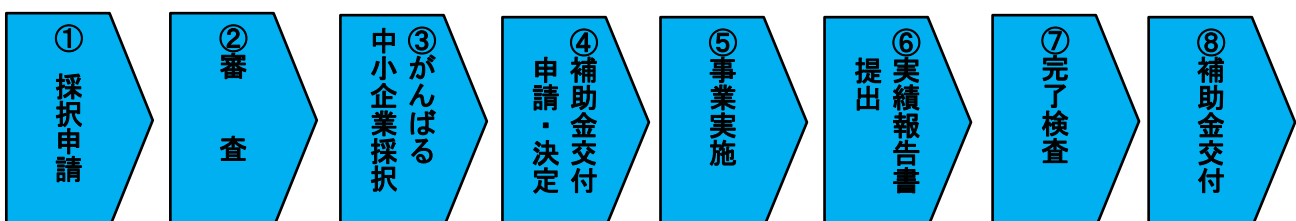
がんばる中小企業採択申請書類一式を作成し、関係書類を添付し、表面の申請先まで郵送またはご持参下さるようお願いいたします。なお、申請にあたり事前に相談して下さいようお願いいたします。

・応募書類は秋田県産業労働部地域産業振興課のホームページからダウンロードできます。

・添付する関係書類は次のとおりです。

- ①直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
- ②定款及び履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は個人事項証明書）
- ③会社案内等、会社の概要がわかるもの。
- ④経費の積算根拠となる参考見積書

【手続きの流れ】



※2ヶ年度にわたる場合は、2年目も④～⑧の手続きを行います。